

中野区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等 改修費補助手続きについて(令和8年度)

1 事業の趣旨

(1)住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット専用住宅)改修費補助事業

中野区において、住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加への対応を目的として、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度等の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備に係る事業を公募し、予算の範囲内において、本整備に要する費用の一部を補助するものです。

(2)居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)改修費補助事業

中野区において、単身世帯の増加・持ち家率の低下等を背景とした住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居ニーズに対応するとともに、大家と入居者の双方が安心して入居できる市場環境の整備を図ることを目的とした、居住サポート住宅の認定制度等の普及促進を図るため、居住サポート住宅の整備に係る事業を公募し、予算の範囲内において、本整備に要する費用の一部を補助するものです。

2 改修費補助に係る事業の手続き

交付申請前に必ず区への**事前相談**をお願いします。工事内容によっては建築課等への確認が必要になる場合があります。

(1)住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット専用住宅)改修費補助事業

原則として、区への交付申請前に**セーフティネット専用住宅登録**をお願いします。
※登録方法等詳細は以下の**東京都(申請先)**及び**国のウェブサイト**を参照下さい。

【東京都 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅について】

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html

【セーフティネット住宅 情報提供システム】

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

(2)居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)改修費補助事業

原則として、区への交付申請前に**居住サポート住宅の認定**を受けていただくようお願いします。
※登録方法等詳細は以下の**中野区(申請先)**及び**国のウェブサイト**を参照下さい。

【中野区 居住サポート住宅(居住安定援助計画)の認定について】

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/machizukuri/jyutaku/kyojusupport.html>

【居住サポート住宅 情報提供システム】

<https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

3 手続きの流れ(セーフティネット専用住宅、居住サポート住宅共通)

申請の注意点(期限等)	申請者	中野区
<p>事前相談期限 令和8年10月30日</p> <p>交付申請1か月前程度を目処にご相談下さい。なお、工事内容によっては建築課への相談も必要となるなど、時間を要する可能性があるため、期限には余裕をもってご相談下さい。</p>	<p>①事前相談</p>	<p>②申請書類の事前審査</p>
<p>交付申請期限 令和8年11月30日</p> <p>※工事契約及び着手は、必ず交付決定後に行ってください。</p>	<p>③交付申請</p> <p>⑤工事契約・着手</p>	<p>④交付決定</p>
<p>申請内容に変更がない場合、手続は不要です。</p>	<p>⑥変更承認申請 ⑥交付申請取下</p>	<p>⑦変更承認決定 ⑦取消決定通知</p>
<p>実績報告期限 令和9年3月31日</p> <p>※必ず交付申請年度内に工事を完了させて下さい。</p> <p>年度内に工事完了しない場合、交付を受けられません。</p>	<p>⑧完了実績報告</p>	<p>⑨補助金額確定通知</p>
	<p>⑩交付請求</p>	<p>⑪補助金交付</p>
<p>原則、改修工事が完了した日から最低10年間は入居者状況等について、定期的に区へ報告をする必要があります。</p>	<p>⑫入居状況報告</p>	<p>⑬報告受領</p>